

補助金等調査表（チェックシート）

所属 福祉部 社会福祉課

(1) 補助金の内容

名 称	浦安市保護司連絡協議会補助金		
交 付 開 始 年 度	昭和60年度	終了予定年度	—
交 付 先	浦安市保護司連絡協議会		
交付の目的・必要性	浦安市保護司連絡協議会の運営及び活動内容の充実を図るため、協議会の運営及び事業に要する経費の一部を助成する。		
対象事業の内容	社会を明るく運動、更正保護研究大会、県外研修会等の経費。		
形 態	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助 <input type="checkbox"/> 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは <input type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助		
直近の見直し状況	見直した時期	令和3年10月	
	内 容		
交 付 申 請	受領書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	確認内容	要綱に即しているか、事業内容は適切か、予算額は適切か	
実 績 報 告	受領書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	確認内容	要綱に即しているか、事業実績は適切か、決算額は適切か	

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	犯罪をした者の更生保護事業を、法務省や千葉県とともに推進しており、地域ボランティアとして更生保護行政の重要な役割を担っている。市内で法務省から15名（25名定数）が委嘱されている。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	再犯防止推進法が平成28年12月14日に公布・施行され、再犯者が増える情勢にあって、更生保護の推進を図るために事業を実施している。再犯に限らず、犯罪を完全に抑制するのは難しいこと、また犯罪も多様化し、更生保護の対応が難しくなってきていていることから、補助の目的に適合している。
必要性	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		できない	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的な根拠を記入 自主財源として会費収入などがあるが、更生行政の多様性に対応しきれるものではなく、市からの補助により団体活動が成り立っており、自主財源のみで事業を行うことはできない。
必要性	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		高い	更生活動や犯罪予防は安心・安全な暮らしを確保するうえで不可欠である。市内中学校の「社会を明るくする運動」作文コンテスト応募総数は865点となっており（令和2年度）、更生や犯罪予防について若い世代も関心が高く、取り組みが求められている。
必要性	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築くための取り組みは市民にとって必要なニーズである。上述のように中学生の関心の高さもうかがえるが、年代問わず必要なニーズと言える。
必要性	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		できる	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 上述したように保護司は、全市民に対し犯罪予防・更生活動に大きな役割を果たしている。最近は再犯率が高く、特に高齢者の犯罪が増えていること、危険ドラッグなど薬物犯罪も増加していることなど、対応が困難な事例にも対応し、専門的知識やノウハウが必要となる特殊な役割を担っていることから、補助金の意義は高い。
必要性	補助期限（終期）を設定している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		未設定	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 上述のような内容を踏まえると、保護司制度が続く限り、補助は継続すべきである。昭和25年に保護司法が制定され、これまで長年に渡って地域による更生活動が根付いてきたこと、これからも制度が続いていくであろうことを考えると、終期を設定することはそぐわない。
必要性	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 保護司連絡協議会事業報告書、決算書

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合してないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	安全都市を掲げ、地域ぐるみの防犯活動・防犯まちづくりを推進する本市にあって、身近な福祉の相談窓口として保護司の役割は大きく、その支援をすることは整合している。
補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		はい	上述のような福祉施策の特性のほか、「防犯活動を推進する」ために保護司の果たす役割は大きい。
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金がその事業者にだけ交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	保護司全員が法務大臣から委嘱を受けた者の団体であり、非常勤の国家公務員であることから、他に事業を実施できる団体が他にない。
			「いいえ」の場合、補助金がその事業者にだけ交付される合理的な理由を記入。 活動費として保護司の年最大行事「社会を明るくする運動」の事業補助としており、実質的に単一事業補助となっていることから、補助率や限度額の設定はそぐわない。なお、団体への全体の補助額については「浦安市保護司連絡協議会補助金交付要綱」により限度額が定められている。
補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」	→補助率とその根拠を記入。
		「未設定」	→設定しない理由と今後の見通しを記入。
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	評価	効果の測定方法・具体的な根拠指標 社会を明るくする運動への協力のため、保護司が市内中学校を訪問し、作文コンテストの応募依頼をしており、865点の応募があった（令和2年度）。犯罪や非行のない地域社会を築く取り組みや犯罪や非行をした者の立ち直りを支える関心の高さがうかがえる。
		評価	評価理由 十分効果をあげている
		評価	保護司法で定められた手続（保護観察所長の推薦）を経て委嘱されており、また身分は国家公務員であり守秘義務が課されている。こうした信頼ある立場で地域における犯罪予防・更生保護の中心的な立場となっており、補助目的に見合った成果がある。
手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標	
		はい	委託という契約的手法よりは、犯罪予防・更生保護の中心的役割を担っており自主性に基づいた活動を支援する意義が大きいことから、補助金交付の方が合理的である。
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乗せ・横出しそして補助事業は除く）	評価	「ある」	の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。
		ない	
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	保護司連絡協議会の事業報告及び決算書
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

	評価	評価の理由
団体補助金	はい	保護司は犯罪予防・更生を地域によって支える中心的役割を持っており、犯罪を犯した人への必要な助言や支援、そして犯罪予防活動をしている。非常勤の国家公務員こうした活動に対しての補助は、公益性が高いことからも整合している。社会を明るくする運動、生活環境調整など、知事保護観察所や市川保護司連絡協議会と連携を取りながら、活動実態は十分にある。
	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
	はい	対外的には公開していないが、社会福祉協議会についても閲覧は可能である。今後は、社会福祉協議会のHPへの掲載など検討していく予定。
	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
	はい	保護司連絡協議会の監査担当により監査報告がされているほか、市においても決算や事業報告を確認している。決算では費目ごと明細も作成されており使途が明確である。
	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。
	事業補助	補助は実質的に「社会を明るくする運動」の事業補助となっている。当該事業の約80%を占めており、今後も続く見通し。
	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。
	行っていない	
	評価	具体的な根拠指標
繰越金	いいえ	直近決算額における補助金額 305,000円 繰越金額 163,520円 うち補助事業会計分 163,520円 うち団体独自会計分 163,520円
		繰越金額が生じた具体的な原因について記入。 繰越金額が発生した原因是、新型コロナウイルスの影響で、予定していたイベントの規模を縮小して実施ため。
	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

補助金使途や額について、近隣市と比べて特別というものはない。犯罪予防、更生保護に取り組む意義を考慮すると、公益性が高く、安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。

(4) 補助金の課題

保護司活動の必要性から、活動支援のための補助金は今後も継続されるべきであり、活動の重要性は高まっている。

(5) 所属長の総合評価

保護司連絡協議会は更正保護活動の中心的な役割を担っており、現状の補助を継続し、その活動を支援していく必要があると考える。

(6) 補助金の今後の方向性

現行のまま継続

見直しをしたうえで継続

廃止

その他

その他的内容

現行
継続の
理由

保護司活動の必要性から、活動支援のための補助金は今後も継続されるべきであると考える。

見直しの時期

見直しの
内容

廃止の時期

廃止の理
由